

「佐渡海洋深層水分水施設及びパイプライン」無償譲渡に係る

公募型プロポーザル募集要項

令和7年8月12日

佐渡市地域振興部地域産業振興課

《募集の概要》

佐渡海洋深層水分水施設は平成 16 年度に佐渡海洋深層水の多目的化を目指して、佐渡海洋深層水取水施設と一体的に整備された公有施設です。

佐渡沖水深 332 メートルから取水した海水原水を脱塩水・濃縮水・高ミネラル水・高塩水に加工する設備および利用者への販売設備、産業利用を目的とした送水設備(パイプライン)等を有しています。

しかしながら近年は大口利用者の減少等により、多額の市費を投入して運営を継続している状況です。厳しい財政状況の中、民間の創意工夫を最大限活かした持続可能な事業の発展を図るため、本施設を民間事業者へ無償譲渡することします。

つきましては、この主旨を理解し、民間事業経営のノウハウや発想を活かした施設運営を実現する者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により譲受者を選定すべく、以下の要項のとおり募集するものです。

1 譲渡する物件

(1) 建物に関すること

次の「佐渡海洋深層水分水施設」に係る建物及び附帯設備一式、パイプラインを無償で譲渡します。また、現在使用していないパイプライン②・③については譲渡を受けないことも選択できます。その際は譲渡を受けなかったパイプラインを今後使用することはできません。

物件名	構造内容等	面積・延長
分水施設	鉄骨造 2 階建て	491.50 m ²
パイプライン	① φ 50(RO 脱塩水) ② φ 75(深層原水、企業誘致用地方向) ③ φ 75(深層原水、旧いこいの村方向)	1104.17m 1092.17m 419.71m (ただしそれぞれ河川区域 L=26.0m を除く)

(2) 建物の所在及び対外関係に関すること

佐渡海洋深層水分水施設は多田漁港内に位置しています。また、パイプラインは多田漁港内並びに県道 45 号線及び 118 号線内の地中に敷設されています。

施設の設置については以下の通り占用の申請が必要となります。

施設	占用場所	占用申請先(管理者)	金額(試算額)
分水施設	漁港施設	佐渡市(農林水産振興課)	367 平米×140 円=51,380 円/年
パイプライン	漁港施設	佐渡市(農林水産振興課)	390m×250 円×3 本=292,500 円/年
パイプライン	県道	新潟県	86,997 円/年

また取水施設で取水した海洋深層水の供給価格は 1 m³あたり 10 円となります。ただし使用料制定の条例が議会議決を得られなかった場合は変更の可能性があります。

(3) 備品等に関すること

譲渡物件で現在管理している物品(備品及び消耗品等をいう。)については、すべて無償で譲渡します。

(4) 商標権に関すること

譲受者が希望する場合、次の佐渡海洋深層水に係る商標権を無償で譲渡します。ただし商標権の所有権移転費用及び更新費用(10 年に 1 回)は譲受先の事業者で負担することとします。



登録番号	登録日	類	権利満了日	更新金額(参考実績額)	使用申請数(R7.8.12 現在)
4742440	H16.1.23	3,29,30,3 1,32,33	R16.1.23	549,800 円	5 件
5011676	H18.12.15	1,5,43,44	R8.12.15	352,300 円	0 件

2 譲渡の条件

(1) 財産に関すること

- ① 譲渡する建物は現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵については、市は一切の責任を負いません。
- ② パイプラインのうち河川占用区間(L=26.0m)は譲渡範囲に含まれませんが、譲渡後使用するパイプラインについては市から譲受者へ無償の維持管理委託契約を締結することとします。この契約により譲受者は事業に使用する期間において、対象施設を実質的に維持管理する責任を負うこととします。
- ③ 事業実施するうえで必要となる修繕・改修等工事は、譲受者の責任で行うこととします。
- ④ 譲渡する建物及び権利は、引渡し後、速やかに建物登記及び所有権移転登記を行うものとし、なお、譲渡契約書及び貸付契約書（市保管のもの各1部）に貼付する収入印紙関係及び所有権移転登記等に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行にかかる費用の一切は譲受先事業者の負担とします。
- ⑤ 譲受者は、譲渡する建物を令和11年3月までの間、第三者へ譲渡又は貸付けすることはできません。ただし、合理的な理由により、第三者へ譲渡又は貸付けする必要が生じ、市の承認を得た場合はその限りではありません。
- ⑥ 譲受者は譲受施設を第三者へ譲渡する場合は本要項で定める譲渡条件及び契約書等で定める要件を譲渡契約の中に明記し、これを継承しなければいけません。
- ⑦ 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

(2) 施設の運営に関すること

- ① 譲渡物件は、海洋深層水取水施設を佐渡市が運営する期間において、当該取水施設で取水した水を原料に分水事業を実施するにあたり、佐渡市民その他一般の利用に供する水販売事業（以下「水販売事業」という。）を行わなければなりません。併せて他の事業を実施することには差し支えありません。またやむを得ない事情により取水施設からの役務の供給を停止した場合は上記の水販売事業は中止することができます。

- ② 譲渡後2年間(以下価格制限期間という)は水販売事業の利用料の上限を以下のとおりとします。

区分		単位		金額(円)
大口利用	原水	1回4立方メートル未満の利用	1立方メートルにつき	900
		1回4立方メートル以上の利用		600
	脱塩水	1回4立方メートル未満の利用		4,000
		1回4立方メートル以上の利用		3,000
	濃縮水	1回4立方メートル未満の利用		4,000
		1回4立方メートル以上の利用		3,000
	高ミネラル水	1立方メートル		6,000
	小口利用	原水		100リットル
脱塩水		20リットル	100	
濃縮水		20リットル	100	
高ミネラル水		20リットル	300	
パイプライン	原水	1立方メートル	300	
	脱塩水	月100立方メートル未満の利用	1立方メートルにつき	4,000
		月100立方メートル以上200立方メートル未満の利用		3,000
		月200立方メートル以上の利用		1,500

※大口利用とは、1回の分水量が1立方メートル以上の利用とし、小口利用とは、1回の分水量が1立方メートル未満の利用とする。

※高塩水は設備不良のため販売を中止とします。ただし、譲受者が設備を修繕して販売することを妨げるものではありません。その際の利用料は譲受者において定める。

- ③ 価格制限期間中は取水施設からの原水の使用料を減免とします。
- ④ 水販売事業の営業時間は週4日以上30時間以上とします。ただし年末年始(12月29日から1月3日)、定期メンテナンス(概ね7日程度)その他やむを得ない事情

により休日とすることを可能とし、そのほかの休日についてはプロポーザルにより提案するものとします。また、これらの休日により週4日未満または週30時間未満となることは差し支えないものとする。

- ⑤ 取水施設の重大な破損等により市が修繕不能と判断したことにより取水施設が営業できなくなった場合は分水施設への原水の供給を停止します。その際、市は一切の責任を負いません。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。
- ⑨ 前記①～⑧のほか、公序良俗に反する用に供することはできません。

3 議会の議決

譲渡物件については、現在、佐渡市の公の施設として運営しているものです。当該譲渡物件の引渡しは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、佐渡市議会の議決が必要なため、仮契約締結後、直近の議会に上程し、議決により本契約となります。

この場合において、当該佐渡市議会の議決が得られないときは、この要項による譲受者としての決定が無効となり譲渡できないこととなりますことを、あらかじめご承知ください。

4 プロポーザルの実施

(1) プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加することができる者の資格は、次のいずれにも該当するもので、この要項に定める参加申込の審査を経てプロポーザルへの参加を認められた者とします。

- ① 法人格を有する団体で、後述するプレゼンテーションの期日に存在している者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者
- ③ 佐渡市もしくは法人所在地の法人税、消費税及び地方消費税について未納がない者
- ④ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

- 77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 当該法人の役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - キ 当該法人の役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者がある者
 - ク 佐渡市もしくは所在地において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、一般競争入札に参加させないとする期間が満了していない者

(2) プロポーザルの参加申込及び参加承認通知

① 申込期間

令和7年8月12日(火)から令和7年9月3日(水)まで(土日及び祝日を除く)午前8時30分から午後5時まで

② 受付場所

佐渡市役所地域振興部地域産業振興課産業振興係(支所・サービスセンターでは受け付けません。)

③ データ提出先

佐渡市地域産業振興課メールアドレス:sangyo@city.sado.niigata.jp

④ 申込方法

以下の関係書類を上記受付場所まで持参又は郵送等により提出してください。また書類提出後、同資料のデータをメールで提出してください。

郵送等で申し込みをされる場合は、簡易書留郵便等の配達記録に残る方法で送付してください。なお、申込手続は必ず申込期間内に済ませてください。(電話又はFAX不可)

⑤ 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- イ 現在事項全部証明書

- ウ 定款又は寄付行為の写し
- エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 直近3事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類
- カ 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

(3) 参加承認通知

プロポーザル参加に係る資格審査を経て、参加承認または不承認の通知をします。

通知日：令和7年9月5日（金） 電子メール又はFAXにて通知します。

※参加承認の通知に併せて後述するプレゼンテーションの詳細（時間等）を通知します。

5 公募説明会、現地確認及び質問回答

(1) 公募説明会

令和7年8月18日（月）午前10時から

佐渡市役所本庁舎 2階大会議室

※募集要項、募集要項資料、事業提案書類等の資料は各自持参してください。

※公募説明会での質疑に対する回答は(3)の回答時に行います。

(2) 現地確認

以下の日程で現地確認ができます。

・令和7年8月18日（月）午後1時30分から午後2時30分まで

・令和7年8月21日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

現場確認は現地に職員が立ち会いますので、希望する日の前日まで（月曜日の場合
は前週の金曜日まで）に地域振興部地域産業振興課産業振興係（67-7863）までご連絡
ください。

(3) 質問・回答

質問 令和7年8月12日（火）から8月22日（金）午後5時まで

別紙様式により電子メール又はFAXしてください。（電話不可）

最終回答期日：8月27日（水）

FAX 番号：63-5125

6 プレゼンテーションの実施

プロポーザルによる選定にあたり、プレゼンテーションを実施します。

(1) 提出書類（事業提案書類）

事業運営計画書（様式第2号）

収支計画書（様式第3号）

譲渡財産の希望申請書及び水販売事業内容の提案書（様式第4号）

その他資料

※審査は様式第2号から4号に対して行いますが、プレゼンテーションは任意様式を用いることを可とします。その場合もプレゼンテーション資料をその他資料として、提出期限までに提出してください。

(2) 提出期限及び部数

令和7年9月11日（木） 午後5時まで

佐渡市役所地域振興部地域産業振興課産業振興係に6部を持参してください。

資料提出後、資料データをメールで提出してください。

(3) プレゼンテーション

令和7年9月17日（水） 佐渡市役所2階 1-201 会議室

※予定であり、詳細な日程等は参加承認通知に併せて通知します。

(4) 審査項目及び審査方針

審査は、事業運営計画書等の内容及びそのプレゼンテーションによる内容を基に次に掲げる審議項目に基づき総合的に評価します。

- ① 公共的な役割(水販売事業)の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか。
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
- ③ 施設を維持・管理する上で、将来に対する問題点及び課題の把握とそれに対する考え方が適切か。
- ④ 施設を有効活用した事業が提案されているか。
- ⑤ サービス向上の提案として、地域や他施設との連携や方策等が適切か。
- ⑥ 佐渡海洋深層水のブランド力を損なわない、またはさらに高める事業が提案されているか。
- ⑦ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か。またそれにより地域雇用に貢献できるものとなっているか。
- ⑧ 安全管理について基本方針が適切であり、また緊急時の対応が計画されているか。
- ⑨ 類似施設での管理運営実績があるか。
- ⑩ 施設を継続的に運営するための財務基盤は確保されているか。
- ⑪ 収支計画が適正に見込まれているか。

(5) 選定結果の通知及び契約の締結

- ① 選定結果の通知：令和7年9月24日（水）※予定です。
- ② 審査の結果、選定事業者と決定された者は、結果の通知を受けた日から7日以内に仮契約書により契約を締結し、仮契約は、当該財産の無償譲渡に係る議案の佐渡市議会の議決があったとき、本契約としての効力が発生するものとします。
- ③ 契約者が期間内に契約を締結しない場合は、その権利は無効となります。

別 紙

佐渡市 地域振興部地域産業振興課 産業振興係 行

FAX : 0259-63-5125

E-mail : sangyo@city.sado.niigata.jp

佐渡海洋深層水分水施設の公募に係る質問票

法人・団体名	
担当者名	
電話番号 FAX 番号	
E-mail	

※ 質問 1 件ごとに整理し記入してください。

質問事項	内容